

国指定和白干<sup>わじろ</sup>潟鳥獣保護区

指定計画書（案）

平成15年10月2日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定和白干潟鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

福岡県福岡市博多湾の最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）と同市東区雁の巣2丁目2514番地の北東端との交点を起点とし、海岸線を北東に進み同区和白4丁目1623番地の3と同1551番地の1の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道下和白香住ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同1551番地の1の北東端に至り、同所から同1551番地の1、同1551番地の75及び同1551番地の58の東側地番界を南進し同区唐原2丁目772番地の1と同772番地の80（唐原北公園）の境界線との交点に至り、同所から同772番地の1の東側地番界を南進し市営唐原住宅東側周回道路との交点に至り、同所から同道路を南進し唐の原川右岸との交点に至り、同所から同所と同川左岸と市道唐原2403号線との交点を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から同川左岸を北西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同区香住ヶ丘5丁目15番地の8と同15番地の35との境界線との交点に至り、同所から真西に引いた直線を西進し同区字雁の巣2516番地の南側境界との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同区字雁の巣1363番地の1の東側護岸法線を南東に延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西に進み同護岸との交点に至り、同所から同護岸を北西に進み同区字雁の巣1363番地の5の東側の突堤北側と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域（起点から、海岸線を東進し同区和白4丁目1623番地の3と同1551番地の1の境界線との交点に至り、同所から西に進み海岸線から沖合30mの点に至り、同所から海岸線の沖合30mを北進し福岡都市計画道路3・3・40海の中道海浜公園線の道路南側端の南側沖合50mの線との交点に至り、同所から同道路南端の沖合50mを西進し同区塩浜2丁目南側護岸東端の沖合50mの点に至り、同所から同護岸の沖合50mを西進し同区塩浜3丁目854番地南東端の沖合50mの点に至り、同所から同道路南端の沖合50mを南西に進み同区雁の巣2丁目1800番地の2の南東端の沖合50mの点に至り、同所から海岸線の沖合50mを南西に進み起点の沖合50mの点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域を除く。）

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで（10年間）

### (4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

## 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、博多湾の最奥部に位置する和白干潟とその前面海域を中心とする地域で、東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置していることから、シギ・チドリ類、ガンカモ類等の渡り鳥が多数渡来する。特に、春秋の渡りの時期及び越冬時期には、シロチドリ、トウネン、ハマシギ等のシギ・チドリ類が多数渡来し、その渡来数は国内有数の規模である。また、ツクシガモ、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ等の希少種の生息も確認されている。

このように、当該地域は、シギ・チドリ類を始めとする渡り鳥の中継地、越冬地として、国際的に重要なことから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図るものである。

## 管理方針

- ・鳥類の渡来状況のモニタリング調査、現場巡視等を通して、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ・周辺農地において水鳥類による食害が生じていることから、関係地方公共団体、関係機関及び農業生産者による懇談会を設け、農業被害対策の検討を行う。
- ・当該鳥獣保護区は、地域住民の生活圏に隣接しており、干潟環境の改善のためのアオサの除去及びゴミ拾い等の活動について、関係地方公共団体、関係機関及び地域住民と連携・協力しつつ取り組む。
- ・政令指定都市に位置するという立地条件を生かし、関係地方公共団体及びN G Oなどと連携を図りつつ、自然とのふれあい、環境教育・学習の場としての利用を進める。

## 2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 2 5 4 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野	2 ha
農耕地	0 ha
水 面	2 4 9 ha (うち干潟の面積約 8 0 h a)
その他	3 ha

#### イ 所有者別内訳

国有地	0 ha					
国有林	林野庁所管	0 ha	制限林	0 ha	保安林	0 ha
					砂防指定地	0 ha
国有林	文部科学省所管 (以下所管省庁別に記載)	0 ha	普通林	0 ha	その他	0 ha

国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）	
地方公共団体有地 1 ha	都道府県有地 1 ha
私有地等 4 ha	市町村有地等 0 ha
公有水面 249 ha	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域  
 県設福岡市鳥獣保護区

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は九州北部（福岡県福岡市）の玄界灘に通ずる博多湾の最奥部に位置し、和白干潟及びその前面海域からなる。

イ 地形、地質等

和白干潟は、最大干出幅約600m、北側から和白川、東側から唐原川が流入している。ほぼ全域が砂質であるが、部分的には砂泥質、河口付近は泥質になっている。

和白干潟の周辺は、畑、住宅地が迫っているが、唐原川河口周辺から牧の鼻にかけては自然海岸が残っており、岩礁地帯もある。また、和白干潟東側の後背地には約4 haの樹林と草地、淡水湿地などが広がっている。雁の巣鼻は、面積約6,000m<sup>2</sup>の小規模な砂嘴となっている。

ウ 植物相の概要

雁ノ巣鼻（砂嘴）

潮間帯にはハマツナ等から成る塩沼地草原が、波打ち際にはテンキグサ等から成る汀線草原が、砂丘本体にはハマヒルガオ等から成る砂丘草原が、海から砂丘上部に向かってほぼ帯状に配列している。

唐原川右岸河口付近

汀線に近い部分ではシバナ等の塩沼地草原やハマヒルガオ等の砂丘草原が見られる。

エ 動物相の概要

鳥類としては、トウネン、ハマシギ、ミユビシギ、アオアシシギ、ソリハシシギ等のシギ・チドリ類が多数渡来し、中でもミユビシギについては推定個体数の1%以上の利用が確認されている。また、ツクシガモ、クロツラサギ、ズグロカモメ等の希少種を含む各種の渡り鳥が、採餌・休息の場として利用している。その他、唐原川右岸河口付近の草原等には、オオヨシキリ等の草原性の鳥類も生息している。

干潟の底生生物としては、ウミニナ、ホトギスガイ等の貝類、コケゴカイ、アシナガゴカイ等のゴカイ類が確認されており、鳥類の餌等となっている。

( 2 ) 生息する鳥獣類

別表のとおり

( 3 ) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

本鳥獣保護区は、博多湾内の干潟とその前面海域を中心に指定されており、区域内に農地は存在しないため、区域内での農業被害はないが、周辺農地でカモ類による食害が報告されている。

また、本鳥獣保護区内の水面は漁業権が設定されておらず、水産業への被害はない。同様に、区域内における林業被害も報告されていない。

イ 有害鳥獣捕獲の実績

なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	20本
案 内 板	2基

(別表)

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ	
ペリカン	ウ	カワウ	
コウノトリ	サギ	ゴイサギ ダイサギ コサギ アオサギ	
	トキ	ヘラサギ <u>クロツラヘラサギ</u>	DD CR
カモ	カモ	<u>コクガン</u> ツクシガモ オシドリ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ オカヨシガモ ヒドリガモ アメリカヒドリ オナガガモ ハシビロガモ ホシハジロ キンクロハジロ ホオジロガモ スズガモ ウミアイサ カワアイサ	国天・VU EN
タカ	タカ	ミサゴ トビ	NT
	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>	国内希少、VU
キジ	キジ	コジュケイ	
ツル	クイナ	クイナ バン オオバン	
チドリ	ミヤコドリ	ミヤコドリ	
	チドリ	ハジロコチドリ コチドリ シロチドリ メダイチドリ ダイゼン	
	シギ	トウネン ハマシギ コオバシギ オバシギ ミコビシギ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ オオソリハシシギ ダイシャクシギ ホウロクシギ チュウシャクシギ タシギ	VU
	セイタカシギ	セイタカシギ	EN

チドリ	カモメ	ユリカモメ セグロカモメ オオセグロカモメ シロカモメ カモメ ウミネコ <u>ズグロカモメ</u> VU ハジロクロハラアジサシ ハシブトアジサシ <u>コアジサシ</u> VU
ハト	ハト	キジバト
カッコウ	カッコウ	ホトトギス
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ
キツツキ	キツツキ	コゲラ
スズメ	ヒバリ	ヒバリ
	ツバメ	ツバメ
	セキレイ	ハクセキレイ ピンズイ
	ヒヨドリ	ヒヨドリ
	モズ	モズ タカサゴモズ
	ツグミ	ジョウビタキ インヒヨドリ ツグミ
	ウグイス	ウグイス オオヨシキリ セッカ
	ヒタキ	コサメビタキ
	ツリスガラ	ツリスガラ
	シジュウカラ	シジュウカラ
	メジロ	メジロ
	ホオジロ	ホオジロ アオジ
	アトリ	カワラヒワ
	ハタオリドリ	スズメ
	ムクドリ	ムクドリ
	カラス	カササギ ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス
合計 (種)		95

(注)

- 鳥獣の目 科 種 (和名) 及び配列は、日本野生鳥獣目録 (平成 14年 7月、環境省自然環境局野生生物課) に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。  
 国天 国指定天然記念物  
 レッドデータブック (平成 14年、環境省)  
 CR 絶滅危惧 A類、EN 絶滅危惧 B類、VU 絶滅危惧 類、NT 準絶滅危惧、DD 情報不足  
 LP 絶滅のおそれのある地域個体群  
 国内希少 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
 国際希少 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7条第 5項第 1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定名蔵なぐらアンパル鳥獣保護区  
指定計画書（案）

平成15年10月2日

環 境 省



## 1 保護に関する指針等

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定名蔵アンパル鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県石垣市所在シーラ浜南端を起点とし、同所から県道石垣港伊原間線を南進し名蔵川右岸河口との交点に至り、同所から同川右岸を東進し県道石垣浅田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道新川白保号線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同県道の延長線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という）との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み観音崎西端に至り、同所から西進し観音崎西方沖合500mの地点に至り、同所から北東に進みシーラ浜南端西方沖合500mの地点に至り、同所から東進し起点に至る線で囲まれた区域。

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日(20年間)

### (4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

#### 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### 国指定鳥獣保護区の指定目的

当地域は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林を始め干潟、海浜、海面、海岸林及び原野など多様な自然環境がまとまって分布している。

このため、当地域は、シギ・チドリ類やカモ類など水鳥類の中継地、越冬地であるとともに、国内では八重山諸島以外に繁殖が確認されていないカンムリワシを始めとする猛禽類、リュウキュウコノハズクなどの森林性鳥類等、多様な鳥類の生息の場となっている。

このような多様な自然環境及び鳥類相を反映して、当地域では、水鳥類ではクロツラヘラサギ（「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類（環境省編）」において絶滅危惧 A類）、セイタカシギ（同絶滅危惧 B類）、アカアシシギ（同絶滅危惧 類）など、猛禽類ではカンムリワシ（同絶滅危惧 A類）のほかリュウキュウツミ、チュウヒ（以上、同絶滅危惧 類）など、森林性鳥類ではキンバト（同絶滅危惧 B類）、オオクイナ（同絶滅危惧 類）などの希少鳥類が確認されている。

したがって、当地域においては、亜熱帯特有の自然環境をベースに、水鳥類だけでなく猛禽類、森林性鳥類など多様な希少鳥類が、1,000haあまりのまとまった区域で確認されているという特徴を有していることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

#### 管理方針

・鳥類の渡来状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努

める。

- ・採餌、休息時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び地元地方公共団体との連携による市民参加の清掃活動等に取り組む。
- ・関係機関及びN G Oなどとも連携を図りつつ、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- ・一部に木道等の設置を検討し、鳥類観察等の利用に当たっての利便性を図る。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積  
総面積 1 , 1 4 5 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 6 3 ha  
農耕地 2 6 ha  
水 面 9 8 6 ha  
その他 7 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0.02 ha

{ 国有林 - ha  
{ 国有林以外の国有地 { 農林水産省所管 0.02 ha  
財務省所管 0.00ha

地方公共団体有地 8 ha { 都道府県有地 5 ha { 制限林 - ha  
その他 5 ha  
{ 市町村有地等 3 ha { 制限林 - ha  
その他 3 ha

{ 制限林 1 8 ha { 保安林 1 8 ha  
砂防指定地 - ha

私有地 151 ha	}	普通林 45 ha	}	その他 - ha
		その他 88 ha		
公有水面 986 ha				

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha
自然公園法による地域	- ha
文化財保護法による地域	埋蔵文化財である名蔵貝塚群及び神田貝塚の一部が含まれるが面積については不詳。

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

沖縄県石垣島は南西諸島の南端にあり、面積は約229km<sup>2</sup>で、県内では沖縄島、西表島に次いで三番目に大きい島である。

同島北部には、沖縄県最高峰の於茂登岳(標高 525.6m)があり、ここから北東部及び北西部の半島へ標高300～400mの山々が連なっている。於茂登岳から東に流れる宮良川の流域から島の南側にかけては水田や畑地が広がり、於茂登岳とバナ岳に囲まれた地域には名蔵川が流れ、名蔵平野が広がっている。

当該鳥獣保護区は、名蔵川下流部に位置し、マングローブ林や干潟、海浜、海面、海岸林、原野等がこの区域に含まれる。

イ 地形、地質等

名蔵川河口地域は、海に開けた窪地状の地形をなしている。この窪地に土砂が堆積してマングローブ林を形成し、海岸部には砂嘴が形成され、全体としてラグーンを形成している。

名蔵川では河口から約3km上流付近の河床下まで沖積層が分布し、軟弱なシルト・粘土が堆積している。また、海岸沿いには、新期砂丘層が分布し、現世サンゴ礁堆積物の破片によって構成されている。

ウ 植物相の概要

代表的な植生はマングローブ林で、主要構成種は、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ、マヤブシキの6種である。

マングローブ林の後背地にはシャリンバイ、シマシラキ、ミフクラギ等が見られる。

また、浜堤上の防風防潮林としてモクマオウ林が植林により成林している。

エ 動物相の概要

当該鳥獣保護区には、マングローブ林、干潟、海域、海岸林、原野といった多様な自然環境が含まれており、これらの環境に合わせて多くの動物が生息している。

特に鳥類は、餌動物である底生生物や魚類が豊富であるため生息数が多く、35科131種の鳥類の生息が確認されている。また、哺乳類としては、ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウイノシシが確認されている。

魚類としては、ニシン科、サヨリ科、ポラ科等が多く、底生生物としては、キバウミナなどの貝類、ミナミアシハラガニなどの甲殻類が多く生息している。また、両生類・爬虫類では、ホオグロヤモリ、サキシマハブ、サキシマヌマガエル等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成12年度 有害鳥獣捕獲許可件数 - 件
- ・平成13年度 有害鳥獣捕獲許可件数 1件  
加害鳥獣 カモ、バン、タシギ  
被害作物 水稻
- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 2件  
加害鳥獣 イノシシ  
被害作物 サトウキビ サツマイモ

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	5	本
案内板	1	基

国指定名蔵アンパル鳥獣保護区  
名蔵アンパル特別保護地区  
指定計画書（案）

平成15年10月2日

環 境 省



## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

名蔵アンパル特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

国指定名蔵アンパル鳥獣保護区のうち、名蔵川右岸と名蔵大橋の上流側との交点を起点とし、同所から同川右岸を東進し神田橋との交点に至り、同所から同橋を経て同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進し公有水面界との交点に至り、同所より公有水面界を南進し浦田原排水路右岸との交点に至り、同所から同排水路右岸を東進し県道新川白保線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み同排水路左岸との交点に至り、同所から浦田原排水路左岸を西進し公有水面界との交点に至り、同所から公有水面界を南進及び北進し名蔵小橋の上流側との交点に至り、同所から同橋に沿って北進し、同橋の上流側と公有水面界との交点に至り同所から最大高潮時海岸線を北西に進み同川河口左岸に至り、同所から同川左岸に沿って東進し、名蔵大橋の上流側との交点に至り、同所から同橋に沿って北上し起点に至る線で囲まれた区域。

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日(20年間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### 特別保護地区の指定目的

当地域は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林を始め干潟、海浜、海面、海岸林及び原野など多様な自然環境がまとまって分布している。

このため、当地域は、シギ・チドリ類やカモ類など水鳥類の中継地、越冬地であるとともに、国内では八重山諸島以外に繁殖が確認されていないカンムリワシを始めとする猛禽類、リュウキュウコノハズクなどの森林性鳥類等、多様な鳥類の生息の場となっている。

このような多様な自然環境及び鳥類相を反映して、当地域では、水鳥類ではクロツラヘラサギ(「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類(環境省編)」において絶滅危惧 A類)、セイタカシギ(同絶滅危惧 B類)、アカアシシギ(同絶滅危惧 類)など、猛禽類ではカンムリワシ(同絶滅危惧 A類)のほかリュウキュウツミ、チュウヒ(以上、同絶滅危惧 類)など、森林性鳥類ではキンバト(同絶滅危惧 B類)、オオクイナ(同絶滅危惧 類)などの希少鳥類が確認されている。

したがって、当地域においては、亜熱帯特有の自然環境をベースに、水鳥類だけでなく猛禽類、森林性鳥類など多様な希少鳥類が、1,000haあまりのまとまった区域で確認されているという特徴を有している。国指定鳥獣保護区の中でも、特に、干潟とマングローブ林を中心とする区域は、底生生物(甲殻類、貝類)や魚類の稚魚が

豊富なことから、鳥類の餌場として利用されているほか、休息地として鳥類にとって静謐で安全な環境を提供している。このため、本鳥獣保護区の中でも特に中核的な区域として、干潟とマングローブ林を中心とする区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥類の生息地の保全を図るものである。

管理方針

- ・干潟は水鳥類及び猛禽類の採餌場として、また、マングローブ林は水鳥類の休息の場として、さらには、モクマオウ林は森林性鳥類の生息の場として、それぞれ中核的な場所であることから、干潟、マングローブ林及びモクマオウ林については、現状のままの保全を基本とする。
- ・特別保護地区内の河川や用排水路の整備及びモクマオウ林内の道路の改修等に当たっては、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積  
総面積 74 ha

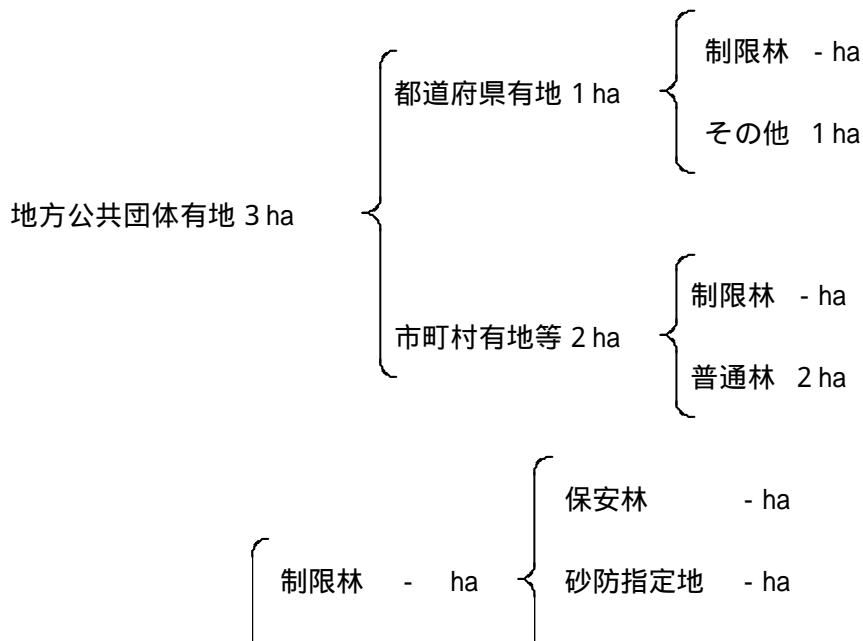
内訳

ア 形態別内訳

林 野 9 ha  
農耕地 1 ha  
水 面 60 ha  
その他 4 ha

イ 所有者別内訳

国有地 - ha





私有地 11 ha	}	普通林 9 ha	}	その他 - ha
		その他 2 ha		
公有水面 60 ha				

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha
自然公園法による地域	- ha
文化財保護法による地域	- ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

沖縄県石垣島は南西諸島の南端にあり、面積は約22.9km<sup>2</sup>で、県内では沖縄島、西表島に次いで三番目に大きい島である。

同島北部には、沖縄県最高峰の於茂登岳<sup>おもとだけ</sup>（標高525.6m）があり、ここから北東部及び北西部の半島へ標高300～400mの山々が連なっている。於茂登岳から東に流れる宮良川の流域から島の南側にかけては水田や畑地が広がり、於茂登岳とバナ岳に囲まれた地域には名蔵川が流れ、名蔵平野が広がっている。

当該特別保護地区は、名蔵川下流部に位置し、マングローブ林や干潟、海浜、海岸林等がこの区域に含まれる。

イ 地形、地質等

名蔵川河口地域は、海に開けた窪地状の地形をなしている。この窪地に土砂が堆積してマングローブ林を形成し、海岸部には砂嘴が形成され、全体としてラグーンを形成している。

名蔵川では河口から約3km上流付近の河床下まで沖積層が分布し、軟弱なシルト・粘土が堆積している。また、海岸沿いには、新期砂丘層が分布し、現世サンゴ礁堆積物の破片によって構成されている。

ウ 植物相の概要

代表的な植生はマングローブ林で、主要構成種は、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ、マヤブシキの6種である。

マングローブ林の後背地にはシャリンバイ、シマシラキ、ミフクラギ等が見られる。

また、浜堤上の防風防潮林としてモクマオウ林が植林により成林している。

エ 動物相の概要

当該特別保護地区には、マングローブ林、干潟、海浜、海岸林といった多様な自

然環境が含まれており、これらの環境に合わせて多くの動物が生息している。特に鳥類は、餌動物である底生生物や魚類が豊富であるため生息数が多く、35科131種の鳥類の生息が確認されている。また、哺乳類としては、ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウイノシシが確認されている。

魚類としては、ニシン科、サヨリ科、ボラ科等が多く、底生生物としては、キバウミナなどの貝類、ミナミアシハラガニなどの甲殻類が多く生息している。また、両生類・爬虫類では、ホオグロヤモリ、サキシマハブ、サキシマヌマガエル等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成12年度 有害鳥獣捕獲許可件数 - 件
- ・平成13年度 有害鳥獣捕獲許可件数 1件  
加害鳥獣 カモ、バン、タシギ  
被害作物 水稻
- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 2件  
加害鳥獣 イノシシ  
被害作物 サトウキビ サツマイモ

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	5	本
案内板	1	基

(別表)

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	
ペリカン	ペリカン	モモイロペリカン ハイイロペリカン	
	ウ	カワウ	
	ゲンカンドリ	コゲンカンドリ	
コウノトリ	サギ	サンカノゴイ	EN
		ヨシゴイ	
		オオヨシゴイ	EN
		リュウキュウヨシゴイ	
		ズグロミゾゴイ	NT
		ゴイサギ	
		ササゴイ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
		カラシラサギ	DD
		クロサギ	
		アオサギ	
		ムラサキサギ	
	コウノトリ	コウノトリ	CR、国天、国内希少
	トキ	ヘラサギ	DD
		クロツラヘラサギ	CR
		クロトキ	DD
カモ	カモ	ハイイロガン	
		マガン	NT、国天
		ヒシクイ	VU、国天
		オオハクチョウ	
		アカツクシガモ	DD
		ツクシガモ	EN
		マガモ	
		カルガモ	
		コガモ	
		オカヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
		ハシビロガモ	
		キンクロハジロ	
		スズガモ	
タカ	タカ	ミサゴ	NT
		オジロワシ	EN
		リュウキュウツミ	VU
		ハイタカ	NT
		ケアシノスリ	
		ノスリ	
		サシバ	
		カラフトワシ	
		カンムリワシ	CR、国天、国内希少
		ハイイロチュウヒ	
		マダラチュウヒ	
		チュウヒ	VU

	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u> チゴハヤブサ チョウゲンボウ	VU
キジ	キジ	コウライキジ インドクジャク	
ツル	ミフウズラ クイナ	ミフウズラ <u>オオクイナ</u> リュウキュウヒクイナ シロハラクイナ バン ツルクイナ	VU
チドリ	レンカク タマシギ チドリ	レンカク タマシギ コチドリ イカルチドリ シロチドリ メダイチドリ オオメダイチドリ ムナグロ ダイゼン ケリ タゲリ	
	シギ	キョウジョシギ トウネン ヒバリシギ オジロトウネン ウズラシギ ハマシギ サルハマシギ オバシギ ミユビシギ エリマキシギ ツルシギ <u>アカアシシギ</u> コアオアシシギ アオアシシギ クサシギ タカブシギ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ ダイシャクシギ <u>ホウロクシギ</u> チュウシャクシギ <u>コシャクシギ</u> タシギ ハリオシギ チュウジシギ オオジシギ	VU                    NT
	セイタカシギ	<u>セイタカシギ</u>	EN
	ツバメチドリ	<u>ツバメチドリ</u>	VU
	カモメ	ユリカモメ セグロカモメ <u>ズグロカモメ</u> ミツユビカモメ クロハラアジサシ ハシブトアジサシ エリグロアジサシ	VU     NT

		コアシサシ	VU、国際希少
ハト	ハト	カラスバト ベニバト リュウキュウキジバト キンバト チュウダイズアカアオバト	EN
フクロウ	フクロウ	リュウキュウコノハズク リュウキュウアオバズク	
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	リュウキュウアカショウビン ナンヨウショウビン カワセミ	
スズメ	ツバメ	ショウドウツバメ ツバメ リュウキュウツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	イワミセキレイ マミジロツメナガセキレイ ツメナガセキレイ キセキレイ ハクセキレイ セジロタヒバリ ムネアカタヒバリ タヒバリ	
	サンショウクイ	リュウキュウサンショウクイ	
	ヒヨドリ	シロガシラ イシガキヒヨドリ	
	モズ	チゴモズ シマアカモズ	VU
	ツグミ	ノゴマ イソヒヨドリ アカハラ シロハラ ツグミ ハチジョウツグミ	
	ウグイス	リュウキュウウグイス オオヨシキリ カラフトムジセッカ キマユムシクイ メボソムシクイ セッカ	
	ヒタキ	リュウキュウキビタキ エゾビタキ	
	カササギヒタキ	リュウキュウサンコウチョウ	
	シジュウカラ	イシガキシジュウカラ	
	メジロ	リュウキュウメジロ	
	ホオジロ	コホオアカ アオジ	
	アトリ	アトリ マヒワ	
	ハタオリドリ	ニューナイスズメ スズメ	
	ムクドリ	ギンムクドリ シベリアムクドリ カラムクドリ ホシムクドリ ムクドリ	

カラス	ハシブトガラス
合計(種・亜種)	170

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
	オオコウモリ	ヤエヤマオオコウモリ	
	イノシシ	リュウキュウイノシシ	
合計(種)		2	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天: 国指定天然記念物

レッドデータブック(平成14年、環境省)

CR: 絶滅危惧 A類、EN: 絶滅危惧 B類、VU: 絶滅危惧 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. 印は当地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

もりよしやま  
国指定森吉山鳥獣保護区  
指定計画書 (区域の拡張)  
(案)

平成 15年 10月 2日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1)国指定鳥獣保護区の名称

国指定森吉山鳥獣保護区

### (2)国指定鳥獣保護区の区域

秋田県北秋田郡米代東部森林管理署上小阿仁支署 1012林班い、ろ、ろ1、ろ2、はからほまで、とからりまで、り1、ぬ、ぬ1、る、る1、わからたまで、た1、た2、れ1、やからけまで、ふ1、こからてまで及びイから口までの各小班、1013林班い、い1及びい14からい16までの各小班、1014林班いからはまで、え1、え2、て1及びて2の各小班、1023林班いからるまで、る1からる7まで、及びわからたまでの各小班、1027林班、1028林班や3、や4及びまからきまでの各小班、1029林班、1030林班いからりまで、り1からり14まで、ぬ、ぬ1、る、る1からる10まで、わ、か、か1、か2、よからねまで、ね1、なからうまで及びイの各小班、1031から1034までの各林班、1040林班いからへまで、へ1、とからるまで、わ、か、か1、よからなまで及びやからてまでの各小班、2015林班、2018林班ろ1及びはからへまでの各小班及び2019林班いからほまで及びイの各小班的区域、森吉町森吉字森吉山麓高原 1 - 1、1 - 2及び1 - 3の区域並びに太平湖の区域。

### (3)国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 15年 11月 1日から平成 25年 10月 31日まで (10年間)

### (4)国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林をはじめとする広葉樹を主体とする森林からなり、大型キツツキ類のクマゲラ(改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類(環境省編)において絶滅危惧 類)の本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林生態系の指標種とされるイヌワシ、クマタカ(以上、同絶滅危惧 B 類)の生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている地域である。

特に、本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該地域のほか白神山地など東北北部の一部の地域に限られており、当該地域においてクマゲラの保護を図ることは、本州におけるクマゲラの保護を図るうえで重要である。このため、当該地域を希少鳥獣生息地の保護区と



して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、クマゲラを中心として当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 管理方針

- ・定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。
- ・区域内への入山者の立入りによるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施する。
- ・普及啓発活動や現場巡視等については、地方公共団体や関係機関、地域住民と連携・協力しつつ取り組む。
- ・関係機関と連携を図りながら、広葉樹を主体とした森林の造成を行うなど、鳥獣の生息環境の整備を進める。

## 2 区域拡大の理由

当該鳥獣保護区はクマゲラ(絶滅危惧 類)の保護を目的として、昭和58年に希少鳥獣生息地の保護区として特別保護地区を含めて指定され、平成5年には多数のねぐら木等が確認された地域を特別保護地区に拡大指定している。

今回は、次の理由により鳥獣保護区の区域の拡大を計画するものである。

森吉山東麓の特別保護地区には、クマゲラの営巣木やねぐら木として利用されているブナの壮齢林が分布しているが、その区域の北側は直接草地(鳥獣保護区の区域外)に隣接しており、特別保護地区の北側区域を境に自然環境が急激に変化する。

特別保護地区におけるクマゲラの生息環境を良好に保全していくためには、このような状況は好ましいことではないことから、当該特別保護地区の区域北側の草地を鳥獣保護区として拡大指定するものである。

なお、今回編入しようとする草地は、かつてはブナの壮齢林でクマゲラの生息域の中心部となっていた地区であり、草地となっている現在においても、部分的に残された樹林帯においてクマゲラが確認されている。今後、当該草地において、樹林帯を中心に広葉樹を中心とした森林の造成を行うこと等により、クマゲラの生息に適した環境を拡大し、より適切な保全を図ろうとするものである。

## 3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,616ha(6,062ha)

## 内訳

### ア 形態別内訳

林 野	5,732ha(5,683ha)
草 地	488ha(0ha)
水 面	360ha(360ha)
その他	36ha(19ha)

### イ 所有者別内訳

国有林 - 林野庁所管	5,732ha	制限林地	2,438ha	保安林	2,438ha
	(5,683ha)		(2,438ha)		(2,438ha)
国有林以外の国有地(環境省)	17ha	普通林地	3,294ha	砂防指定地	- ha
	(0ha)		(3,245ha)		
地方公共団体有地(秋田県)	507ha				
	(19ha)				
公有水面	360ha				
	(360ha)				

### ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然公園法による地域	6,616ha	特別保護地区	- ha
		特別地域	6,111ha(6,062ha)
		普通地域	505ha
文化財保護法による地域	597ha		
	(597ha)		
			(桃洞 佐渡のスギ原生林)

(注)( )は既指定の区域面積

## 4 更新及び拡大する区域における鳥獣の生息状況

### (1)当該地域の概要

#### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、秋田県中央東部の森吉町と阿仁町にまたがる森吉山の東山麓に位置し、北は太平湖から南は桃洞溪谷付近まで南北に広がる形となっている。

#### イ 地形、地質等

森吉山系に源を発する河川は、いずれも急峻なV字型の深い谷を刻み、多くの地点が三階滝や桃洞の滝などの瀑布となっており周辺の天然林によって神秘的な溪谷美を呈している。

また、森吉山は、山塊中央部よりやや北の急峻な山岳地形を示す先第三系の石英閃緑班岩を基盤に、溶結凝灰岩を主とする新第三系の地層により山地を構成し、これらを第四

系の安山岩質の火山が被覆して山地を構成している。

#### ウ 植物相の概要

当該地域周辺はブナ林を主体とした広葉樹林からなり、ブナについては平均樹齢120年（最高約250～350年）、胸高長径60～100cm、樹高20～30mの壮齢樹林がみられる。また、沢の周辺及び湿地帯周辺は、サワグルミ、ヤチダモ、ミズナラ、トチノキ等が分布し、高海拔地域（1,100m以上）では、オオシラビソが優占種となっている。

#### エ 動物相の概要

動物については、ブナをはじめとする広葉樹主体の森林を生息地として、クマゲラ、イヌワシ、クマタカ等の鳥類、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の哺乳類など多くの鳥獣が生息しており、中でもクマゲラは、1970年に太平湖周辺で、また、1975年にはノロ川の伐採跡地でそれぞれ発見された後、1978年に繁殖が観察され、本州産の留鳥として確認されている。

#### (2)生息する鳥獣類

別表のとおり

#### (3)当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は森林、牧草地、原野、水面となっており、鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

#### 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 国設指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	29本
案内板	7基

もりよしやま  
国指定森吉山鳥獣保護区  
もりよしやま たいへいこ  
森吉山・太平湖特別保護地区  
指定計画書(案)

平成15年10月2日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1)特別保護地区の名称

森吉山・太平洋特別保護地区

### (2)特別保護地区の区域

国指定森吉山鳥獣保護区のうち、秋田県北秋田郡米代東部森林管理署上小阿仁支署1012林班い、ろ及びかの各小班、1031林班ろ1、ち3、り及びびねからうまでの各小班、1033林班、1034林班いからはまで、は1からは3まで、ほ、ほ1からほ7まで、へ、へ1、と1からと14まで、ち、り1、り4からり7まで及びぬの各小班的区域並びに太平洋の区域。

### (3)特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで(10年間)

### (4)特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### 特別保護地区の指定目的

当該地域は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林をはじめとする広葉樹を主体とする森林からなり、大型キツツキ類のクマゲラ(改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類(環境省編)において絶滅危惧 類)の本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林生態系の指標種とされるイヌワシ、クマタカ(以上、同絶滅危惧 B類)の生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている地域である。

本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該地域のほか白神山地など東北北部の一部の地域に限られており、当該地域においてクマゲラの保護を図ることは、本州におけるクマゲラの保護を図るうえで重要である。

このため、鳥獣保護区の中でも、クマゲラの繁殖、採餌の場として中核的な箇所を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、クマゲラを中心として当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

#### 管理方針

・クマゲラの繁殖・生息に影響を及ぼさないよう、ブナ林をはじめとする広葉樹林からなる生息環境の適正な保全に努める。

特別保護地区の管理に当たっては、鳥獣の生息地の保全を図るうえで重要な情報等の交換を行うなど、関係機関とも十分連絡調整を行いつつ取り組む。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,573ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林野	1,213ha
農耕地	- ha
水面	360 ha
その他	- ha

#### イ 所有者別内訳

国有林 - 林野庁所管	1,213ha	{ 制限林地 724ha { 保安林 724ha 砂防林 - ha 普通林地 489ha
公有水面	360 ha	

#### ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然公園法による地域	1,573ha	{ 特別保護地区 - ha 特別地域 1,573ha (森吉山県立自然公園) 普通地域 - ha
文化財保護法による地域	229ha	
(桃洞 佐渡のスギ原生林)		

## 3 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 特別保護地区の位置

当該地域は、秋田県中央東部の森吉町と阿仁町にまたがる森吉山の東山麓及び森吉町を東西に流下する小又川の上流に位置する太平湖とその周辺部からなる。

#### イ 地形、地質等

森吉山系に源を発する河川は、いずれも急峻なV字型の深い谷を刻み、多くの地点が三階滝や桃洞の滝などの瀑布となっており周辺の天然林によって神秘的な溪谷美を呈してい

る。

また、森吉山は、山塊中央部よりやや北の急峻な山岳地形を示す先第三系の石英閃緑班岩を基盤に、溶結凝灰岩を主とする新第三系の地層により山地を構成し、これらを第四系の安山岩質の火山が被覆して山地を構成している。

#### ウ 植物相の概要

当該地域周辺はブナ林を主体とした広葉樹林からなり、ブナについては平均樹齢120年(最高約250~350年)、胸高直径60~100cm、樹高20~30mの壮齢林がみられる。また、沢の周辺及び湿地帯周辺は、サワグルミ、ヤチダモ、ミズナラ、トチノキ等が分布し、高海拔地域(1,100m以上)では、オオシラビソが優占種となっている。

#### エ 動物相の概要

動物については、ブナをはじめとする広葉樹主体の森林を生息地として、クマゲラ、イヌワシ、クマタカ等の鳥類、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の哺乳類など多くの鳥獣が生息しており、中でもクマゲラは1970年に太平湖周辺、1975年にはノロ川の伐採跡地でそれぞれ発見された後、1978年に繁殖が観察され、本州産の留鳥として確認されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は森林、原野及び水面からなっており、鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

#### 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 27本

(別表)

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウノトリ	サギ	アオサギ	
カモ	カモ	オシドリ カルガモ マガモ シノリガモ	
タカ	タカ	ハチクマ トビ ノスリ <u>クマタカ</u> <u>イヌワシ</u>	EN 国天、EN
	ハヤブサ	チョウゲンボウ	
キジ	キジ	ヤマドリ キジ	
チドリ	シギ	ヤマシギ	
ハト	ハト	キジバト アオバト	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ カッコウ ツツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	コノハズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ アカショウビン カワセミ	
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	
キツツキ	キツツキ	アオゲラ <u>クマゲラ</u> アカゲラ オオアカゲラ コゲラ	国天、VU
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	イワツバメ	
	セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	モズ	
	カワガラス	カワガラス	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	ツグミ	コマドリ コルリ ルリビタキ トラツグミ マミジロ クロツグミ アカハラ シロハラ ツグミ	



ウグイス	ウグイス ヤブサメ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ キクイタダキ
ヒタキ	キビタキ オオルリ エソビタキ
エナガ	エナガ
シジュウカラ	コガラ ヒガラ ヤマガラ シジュウカラ ゴジュウガラ
キバシリ	キバシリ
メジロ	メジロ
ホオジロ	ホオジロ カシラダカ アオジ クロジ
アトリ	カワラヒワ マヒワ ベニマシコ ウソ イカル シメ
カラス	カケス ホシガラス ハシボソガラス ハシブトガラス
合計(種)	84

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ウサギ	ウサギ	トウホクノウサギ	
ネズミ	リス	ニホンリス ホンシュウモモンガ ニッコウムササビ	
	ヤマネ	ヤマネ	国天、NT
ネコ	クマ	ツキノワグマ	
	イヌ	ホンドギツネ ホンドタヌキ	
	イタチ	ホンドテン ホンドイタチ ニホンイイズナ ホンドオコジョ ニホンアナグマ	NT NT
ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	国天
合計(種)			14

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。  
 国天:国指定天然記念物  
 レッドデータブック(平成14年、環境省)  
 CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足  
 LP:絶滅のおそれのある地域個体群  
 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定七ツ島鳥獣保護区  
七ツ島特別保護地区  
指定計画書（案）

平成15年10月2日

環境省

# 1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称  
七ツ島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域  
国指定七ツ島鳥獣保護区の全域

(3) 特別保護地区の存続期間  
平成15年11月1日から平成35年10月31日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針  
国指定鳥獣保護区の指定区分  
集団繁殖地の保護区

## 特別保護地区の指定目的

国指定七ツ島鳥獣保護区は、石川県能登半島の沖合約24kmの日本海に位置し、複数の無人島と大小の岩礁からなっている。このため、当地域は、人間活動による影響が少なく、4万羽近くのオオミズナギドリが集団繁殖しているほか、ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ(以上、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類(環境省編)」において絶滅危惧類)、ハヤブサ(同絶滅危惧類、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種)などの希少鳥類をはじめとして、ウミネコ、アマツバメなどの鳥類の重要な生息・繁殖の場となっている。

このように、当該鳥獣保護区は特に海鳥類の生息・繁殖にとって重要であり、その全域が海鳥類の生息・繁殖にとって中核的な場所であることから、全域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、これら海鳥類の繁殖地の保全を図るものである。

## 管理方針

- ・当該特別保護地区は、人間活動による影響が少なく、海鳥類の集団繁殖地として重要なことから、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とする。
- ・自然植生が衰退している箇所については、ネット被覆等の土壌流出防止措置を講じることにより植生回復に努める。
- ・大島の灯台及び避難小屋の改築等が行われる場合には、海鳥類の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないよう、関係機関との連絡調整を図る。

# 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 24ha

## 内訳

### ア 形態別内訳

林野	- ha
農耕地	- ha
水面	- ha
その他	24ha

### イ 所有者別内訳

国有地 24ha

国有林	林野庁所管	制限林	- ha	保安林	- ha
		普通林	- ha		砂防指定地
	文部科学省所管	- ha	その他		- ha
国有林以外の国有地	財務省所轄	24ha			
	海上保安庁所轄	0ha(637m <sup>2</sup> )			

地方公共団体有地 - ha { 都道府県有地 - ha  
市町村有地等 - ha

私有地等 - ha  
公有水面 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha		
自然公園法による地域 （能登半島国定公園）	2 4 ha	特別保護地区	2 4 ha
		特別地域	- ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域	- ha		

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

七ツ島は、石川県の能登半島の輪島市と同市の北方海上にある舳倉島との中間付近（輪島市から約2.4km）に位置し、東西5km、南北5kmの範囲に点在する小島群である。

なお、七ツ島には名称を付けられた主な島が7島あり、北東部の大島、狩又島、竜島と南西部の荒三子島、赤島、烏帽子島、御厨島のほか大小の岩礁から形成され、いずれの島も無人島である。

イ 地形、地質等

各島とも海岸線から切り立った崖が多く、面積の割に標高が高く、最高点は大島の6.2mをはじめ、荒三子島5.9m、御厨島4.1m、赤島3.9m、烏帽子島3.8m、竜島3.6m、狩又島1.7mとなっており、7島のうち狩又島を除く6島は、頂上部を中心に植生に覆われている。

ウ 植物相の概要

草本植物は、ススキ、ツワブキ、ノアザミ、オオヨモギなどからなる海岸風衝植生群落を中心に、メノマンネングサ、ヒゲスゲ、ハマウド、イタドリなどからなる海岸岩崖植物群落、ハマヒルガオ、ハマエンドウなどからなる海浜植物群落、ヨシなどからなる海岸低湿地植物群落などに大別される。大島、荒御子島、御厨島ではセイヨウアブラナの侵入が見られる。

木本植物はほとんどなく、大島に人為的に植栽されたクロマツ、ヤブツバキのほか、アキグミ、テリハノイバラなどの灌木類がわずかに見られるのみである。

エ 動物相の概要

当該地域は、オオミズナギドリ、カンムリウミスズメ、ウミネコ、ヒメクロウミツバメ、アマツバメ、ウミウなどの海鳥やハヤブサの繁殖地となっている。

中でも、オオミズナギドリについては4万羽近くが生息・繁殖し、中部地方の日本海側では最大の繁殖地となっている。

また、これまで134種にのぼる鳥類の観察記録があり、その中には、ウミスズメ、カンムリウミスズメ、ハヤブサ、サンショウクイ、チゴモズといった希少種も見らる。

近年、生息が確認されている陸棲哺乳類はアナウサギとニホンズネズミの2種のみである。アナウサギは昭和59年に大島に人為的に放された2つがいが繁殖しているもので、穴掘りによる営巣環境の破壊と、食害による植生荒廃などにより、オオミズナギドリの繁殖環境等に悪影響を及ぼしている。また、ニホンズネズミによるカンムリウミスズメの卵等の食害が懸念されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり（国指定七ツ島鳥獣保護区に同じ）

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は無人島で農耕地がないことから鳥獣による農林業への被害は無いが、ウミネコの急激な増加に伴い、周辺海域で糞によるイワノリ、ワカメ等の海産物に被害が発生している。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対

しては、通常生ずべき損失を補償する。

- 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項  
特別保護地区用制札 1本（鳥獣保護区制札と兼用）

(別表)

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ	アビ	オオハム シロエリオオハム	
カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ	
ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ アカアシミズナギドリ	
	ウミツバメ	ヒメクロウミツバメ	VU
ペリカン	ウ	ウミウ ヒメウ	
コウノトリ	サギ	アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ クロサギ アオサギ	NT
カモ	カモ	マガモ カルガモ シノリガモ	LP
タカ	タカ	トビ ハイタカ ノスリ サシバ	NT
	ハヤブサ	ハヤブサ チゴハヤブサ チョウゲンボウ	国内・VU
ツル	クイナ	ヒクイナ バン ツルクイナ	
チドリ	チドリ	ムナグロ	
	シギ	タカブシギ キアシシギ イソシギ ヤマシギ	
	ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ	
	トウゾクカモメ	トウゾクカモメ	
	カモメ	ユリカモメ セグロカモメ オオセグロカモメ ワシカモメ シロカモメ ウミネコ ミツユビカモメ	
	ウミスズメ	マダラウミスズメ ウミスズメ カンムリウミスズメ ウミオウム ウトウ	DD CR 国天・VU
ハト	ハト	キジバト アオバト	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ ツツドリ	
フクロウ	フクロウ	トラフズク アオバズク	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	

アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ
ブッポウソウカワセミ		ヤマショウビン アカショウビン カワセミ
キツツキ	キツツキ	アリスイ
スズメ	ヒバリ	ヒバリ
	ツバメ	ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ
	セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ ピンズイ ムネアカタヒバリ タヒバリ
サンショウクイ	サンショウクイ	VU
ヒヨドリ	ヒヨドリ	
モズ	チゴモズ モズ シマアカモズ アカモズ	
レンジャク	ヒレンジャク	
ミソサザイ	ミソサザイ	
イワヒバリ	イワヒバリ ヤマヒバリ	
ツグミ	ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ トラツグミ マミジロ カラアカハラ クロツグミ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ツグミ ワキアカツグミ	
ウグイス	ヤブサメ ウグイス エゾセンニュウ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ オオヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ ククイタダキ セッカ	

ヒタキ	キビタキ ムギマキ オジロビタキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	
シジュウカラ	ヒガラ シジュウカラ	
キバシリ	キバシリ	
メジロ	メジロ	
ホオジロ	ホオジロ ホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ ノジコ アオジ クロジ	NT
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ	
アトリ	イスカ ウソ イカル シメ	
ハタオリドリ	スズメ	
ムクドリ	コムクドリ ムクドリ	
カラス	ハジブトガラス	
合計(種)	134	

#### イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネズミ	ネズミ	ニホンドブネズミ	
ウサギ	ウサギ	アナウサギ	
合計(種)		2	

#### (注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
  - 国天：国指定天然記念物
  - レッドデータブック(平成14年、環境省)
    - CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類、NT：準絶滅危惧
    - DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
  - 国内：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
  - 国際：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は七ツ島で繁殖期に見られる鳥類。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。



かたのかもいけ  
国指定片野鴨池鳥獣保護区

かたのかもいけ  
片野鴨池特別保護地区

指定計画書（案）

平成15年10月2日

環境省

# 1 保護に関する指針等

## (1) 特別保護地区の名称

片野鴨池特別保護地区

## (2) 特別保護地区の区域

国指定片野鴨池鳥獣保護区の全域

## (3) 特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日まで(20年間)

## (4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

### 特別保護地区の指定目的

当該地域は、毎年秋から冬にかけ、国の天然記念物であるマガン、ヒシクイをはじめマガモ、コガモ、トモエガモなど1万羽を越える水鳥が中継地、越冬地として利用し、国際的にも重要な渡り鳥の渡来地となっており、ラムサール条約登録湿地に指定されている。

また、オジロワシ等の希少種を始め179種にのぼる鳥類が確認されるなど、鳥類の良好な生息環境が保持されている。

当該地域は、その全域がマガン、ヒシクイをはじめとする渡り鳥の中核的な採餌及び休息の場等として特に重要であることから、その全域を特別保護地区に指定し、渡り鳥をはじめとする鳥類の生息地の保全を図るものである。

### 管理方針

- ・良好で安定的な渡り鳥の渡来地としての資質を維持するため、特に採餌及び休息環境の維持・保全を図ることとする。
- ・片野鴨池の利用に当たっては、ラムサール条約にあるウィズユース「賢明な利用」の理念を基本に、人為圧により鳥類に対して著しい影響を及ぼさないよう留意する。

# 2 特別保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 10 ha

## 内訳

### ア 形態別内訳

林野	0 ha
農耕地	2 ha
水面	6 ha
その他	2 ha

### イ 所有者別内訳

国有地 - ha

国有林	林野庁所管 - ha	制限林 - ha	保安林 - ha
		普通林 - ha	
	文部科学省所管 - ha		
		国有林以外の国有地 - ha	

地方公共団体有地 0.30 ha	都道府県有地 0.13 ha
	市町村有地等 0.17 ha

私有地等 9.70 ha  
 公有水面 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （越前加賀海岸国定公園）	10 ha	特別保護地区	- ha
		第1種特別地域	10 ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域 （石川県文化財保護条例に基づく県の天然記念物）	- ha		10 ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

片野鴨池は石川県南部の沿海部に位置し、加賀市の中心部から北西約5 kmの距離にある。鳥獣保護区の区域は、大池（面積約2.5 ha）と休耕田を含む湿地及び水田、加賀市片野鴨池観察館等を含む。

イ 地形、地質等

大池は浸食谷が西方の砂丘によって堰き止められてできたもので、東に続く小規模な埋積平野とともに、四方を水田、山林が混在する丘陵に取り囲まれている。大池へは2本の水路により東側丘陵地から水が流入している。

大池は、加賀市片野地区農耕地の季節的な灌漑用ため池として現在も利用されている。

ウ 植物相の概要

大池には主に浮葉植物のヒシが繁茂している。一部にコウホネの生育する場所があり、水中には沈水植物のマツモが見られるとともに、休耕田等にはマコモやヨシが繁茂し、草地ではカナムグラ、タデ科及びイネ科草本等が生育している。

また、大池周辺の丘陵地は樹林地帯となっており、アカマツ、コナラ、クヌギを主体として、一部にタブノキ、スダジイなどの常緑広葉樹が混在している。

エ 動物相の概要

鳥類では、冬季の渡り時期にはマガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、トモエガモ、コハクチョウなどの水鳥が、また、夏季には、キビタキ、サンコウチョウなどの森林性の小鳥類が東南アジアより飛来し繁殖活動を行うなど、四季を通じて多様な鳥類相をなし、これまでに179種以上の鳥類が確認されている。

また、渡りの時期にはカモ類を捕食するため、国内希少野生動物種であるオオタカやオジロワシの飛来も見られる。

哺乳類では、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、テン、ホンドイタチ、アナグマ、ノウサギや移入種のアライグマ、ハクビシン等が確認されている。

（2）生息する鳥獣類

別表のとおり

（3）当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内で生息が確認されているアライグマが周囲の農作物に被害を与えている。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況

鳥 獣 名	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数
アライグマ	-	-	-	-	1	10

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 17本（鳥獣保護区用制札と兼用）

(別表)

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ	アビ	シロエリオオハム	
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ ハジロカイツブリ ミミカイツブリ アカエリカイツブリ カンムリカイツブリ	LP
ペリカン	ウ	カワウ	
コウノトリ	サギ	<u>サンカノゴイ</u> ヨシゴイ ゴイサギ ササゴイ アカガシラサギ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ アオサギ ムラサキサギ	EN       NT
カモ	カモ	シジュウカラガン <u>ユクガン</u> マガン カリガネ <u>ヒシクイ</u> ハクガン サカツラガン オオハクチョウ コハクチョウ アカツクシガモ オシドリ マガモ カルガモ コガモ <u>トモエガモ</u> ヨシガモ オカヨシガモ ヒドリガモ アメリカヒドリ オナガガモ シマアジ ハシビロガモ ホシハジロ オオホシハジロ アカハジロ キンクロハジロ スズガモ ホオジロガモ ミコアイサ ウミアイサ カワアイサ	国内・CR 国天・VU 国天・NT   国天・VU DD DD  DD    VU       DD

タカ	タカ	ミサゴ	NT
		ハチクマ	NT
		トビ	
		<u>オジロワシ</u>	国内・国際・国天・EN
		<u>オオタカ</u>	国内・VU
		ツミ	
		ハイタカ	NT
		ノスリ	
		サシバ	
		ハイイロチュウヒ	
		<u>チュウヒ</u>	VU
タカ	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>	国内・VU
		チゴハヤブサ	
		コチョウゲンボウ	
キジ	キジ	キジ	
クイナ	クイナ	クイナ	
		ヒクイナ	
		バン	
		オオバン	
チドリ	チドリ	コチドリ	
		イカルチドリ	
		ケリ	
		タゲリ	
	シギ	ツルシギ	
		クサシギ	
		タカブシギ	
		イソシギ	
		ヤマシギ	
		タシギ	
	ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ	
	カモメ	ユリカモメ	
		セグロカモメ	
ハト	ハト	キジバト	
		アオバト	
		カワラバト	
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	
		カッコウ	
		ツツドリ	
		ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	
		アマツバメ	
ブッポウソウカワセミ		ヤマセミ	
		アカショウビン	
		カワセミ	
	ブッポウソウ	<u>ブッポウソウ</u>	VU
キツツキ	キツツキ	アリスイ	
		アオゲラ	
		アカゲラ	
		オオアカゲラ	
		コゲラ	

スズメ	ヒバリ	ヒバリ		
	ツバメ	ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ		
	セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ タヒバリ		
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ		
	モズ	モズ アカモズ	NT	
	レンジャク	ヒレンジャク		
	ミソサザイ	ミソサザイ		
	ツグミ	コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ トラツグミ		
	スズメ	ツグミ	マミジロ クロツグミ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ツグミ	
		ウグイス	ヤブサメ ウグイス シマセンニュウ コヨシキリ オオヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ ククイタダキ セッカ	
		ヒタキ	キビタキ ムギマキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	
		カササギビタキ	サンコウチョウ	
エナガ		エナガ		
シジュウカラ		コガラ ヒガラ ヤマガラ シジュウカラ		
メジロ		メジロ		

ホオジロ	ホオジロ ホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ アオジ クロジ
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ オオマシコ イスカ ベニマシコ ウソ コイカル イカル シメ
ハタオリドリ	ニュウナイスズメ スズメ
ムクドリ	コムクドリ ムクドリ
カラス	カケス ハシボソガラス ハジブトガラス
合計(種)	179

#### イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ	
		ホンドキツネ	
	イタチ	テン	
		ホンドイタチ	
		アナグマ	
アライグマ	アライグマ		
	ジャコウネコ	ハクビシン	
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	
		ニホンドブネズミ	
合計(種)		10	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

レッドデータブック(平成14年、環境省)

CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. 印は冬期に一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1項より、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。



国指定<sup>おきのしま</sup>沖ノ島鳥獣保護区  
沖ノ島<sup>おきのしま</sup>特別保護地区  
指定計画書（案）

平成 15年 10月 2日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1)特別保護地区の名称

沖ノ島特別保護地区

### (2)特別保護地区の区域

国指定沖ノ島鳥獣保護区のうち、沖ノ島（沖ノ島漁港（昭和26年10月農林省告示第369号）の区域のうち、西防波堤基部から水際線に垂直に引いた線以西の区域及び東防波堤基部から水際線に沿って東方242メートルの点から水際線に垂直に引いた線以东の区域を除いた区域を除く。）並びに小屋島、御門柱及び天狗岩の区域。

### (3)特別保護地区の存続期間

平成16年3月31日から平成35年10月31日まで（19年7ヶ月間）

### (4)特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

#### 特別保護地区の指定目的

当該地域は、福岡市の北北西約80kmの沖合の玄界灘に位置し、沖ノ島本島及びその周辺に散在する小屋島、御門柱及び天狗岩の岩礁からなる。当該地域においては、沖ノ島本島に数名が居住するだけで、人間活動による鳥類への影響が少なく、ヒメクロウミツバメやカンムリウミスズメ（以上、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―鳥類（環境省編）」において絶滅危惧 類）、オオミズナギドリなどの海鳥類の重要な集団繁殖地となっている。また、猛禽類のハヤブサ（同絶滅危惧 類）やウミネコ、アマツバメなどの多様な鳥類の生息が確認されている。

このように、当該地域は、特に海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であり、その全域が海鳥類の集団繁殖や生息の場として重要なことから、その全域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づき特別保護地区に指定し、海鳥類をはじめとする鳥類の繁殖地及び生息地の保全を図るものである。

#### 管理方針

当特別保護区内には、数名が居住するだけで、元来人間活動による影響が少なく、海鳥の集団繁殖地として重要なことから、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基

本とする。

沖ノ島本島は原生的な森林の状態が保たれ、「沖ノ島原始林」として国指定天然記念物に指定されていることから、特別保護地区の管理に当たっては、関係機関とも連携を図りつつ、鳥類の生息地の適正な保全を図る。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 94ha

内訳

### ア 形態別内訳

林野	94 ha
農耕地	- ha
水面	- ha
その他	- ha

### イ 所有者別内訳

私有地等	94 ha	制限林地	89 ha	-	保安林	89 ha
		その他	5 ha			

### ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

福岡県環境保全条例による地域	93ha	福岡県自然環境保全地域普通地区	- ha
		福岡県自然環境保全地域特別地区	93ha

文化財保護法による地域	91ha	国指定天然記念物「沖ノ島原始林」	91ha
-------------	------	------------------	------

## 3 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 特別保護地区の位置

当該地域は、福岡市の北北西約80kmの沖合の玄海灘に位置し、沖ノ島本島の南約1kmには小屋島、御門柱及び天狗岩の岩礁が散在している。

#### イ 地形、地質等

沖ノ島は、東西約1.5km、南北約1km、周囲4kmの紡錘形を呈し、北東から西南方向の島の長軸に沿って、沖ノ島灯台の立つ一ノ岳(243.6m)を主峰として、二ノ岳、三ノ岳(170m)の丘陵が低く連なる。これら分水嶺の東南側は急傾斜の崖となっており、その下に崩落

した岩壊や土砂がたまり、海岸斜面を形成している。海岸近くには湧水が見られる。海岸線は巨岩の累積した荒磯と海食崖からなる。

地質は大部分が石英斑岩からなる。

#### ウ 植物相の概要

当該地域は、対馬暖流の影響を受け気温が高く、西日本特有のタブを主とした暖帯林(照葉樹林帯)が形成され、特に北西側及び南側は、タブを主として、ホルトノキ、ヤブニッケイ、ナタオレノキ、ホソバタブなど高木層が占め、林内では、アオキ、ヤブツバキ、イヌビワ、ハマビワ、マサキなどが低木層を形成している。下層植生はムサシアブミ、ノシランなどの海岸性のもので占められる。

東南側の海岸斜面では、この島独特の草原が形成され、ハチジョウススキを主として、ニオウヤブマオやハマウド、キクタニギク、クサフジなどが見られる。

島の北端の崖上にビロウが見られ、また、島南部にはオオタニワタリが生育し、自生の北限地となっている。

島全体が宗像大社の御神体島であることから、原生的な森林の状態が保たれており、「沖ノ島原始林」として、国の天然記念物に指定されている。

#### エ 動物相の概要

カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ(以上、絶滅危惧 類)は小屋島北側海岸斜面上部のヒゲスゲの草地を、また、オオミズナギドリは沖ノ島のタブ、アカガシ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、アオキ、ヤブツバキ等の樹木の茂る林内を、それぞれ営巣地として利用している。

沖ノ島本島において、ノネコやクマネズミ、ドブネズミの生息が確認されており、海鳥類の生息・繁殖への影響が懸念されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域には農耕地は存在せず、農業被害はない。また、林業及び漁業への被害も生じていない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の維持管理に関する事項

特別保護地区用制札

5本

(別表)

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ	アビ	オオハム	
カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	
ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ ハイイロミズナギドリ	
	ウミツバメ ウ	ヒメクロウミツバメ ウミウ ヒメウ	VU
コウノトリ	サギ	サンカノゴイ ヨシゴイ オオヨシゴイ ミゾゴイ ゴイサギ ササゴイ アカガシラサギ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ クロサギ アオサギ	EN  EN NT      NT
カモ	カモ	カルガモ	
タカ	タカ	ミサゴ トビ オオタカ アカハラダカ ツミ ノスリ サシバ チュウヒ	NT  国内希少、VU      VU
	ハヤブサ	ハヤブサ チョウゲンボウ	国内希少、VU
キジ	キジ	ウズラ	
ツル	クイナ	ヒクイナ	
チドリ	チドリ	コチドリ イカルチドリ シロチドリ メダイチドリ ムナグロ ダイゼン	
	シギ	キョウジョシギ トウネン コオバシギ コアオアシシギ アオアシシギ クサシギ タカブシギ キアシシギ イソシギ ホウロクシギ チュウシャクシギ ヤマシギ タシギ アカエリヒレアシシギ	VU

	カモメ	セグロカモメ オオセグロカモメ ウミネコ	
	ウミスズメ	<u>カンムリウミスズメ</u>	VU, 国天
ハト	ハト	<u>カラスバト</u> キジバト アオバト	NT, 国天
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ ツツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	コノハズク アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン カワセミ	
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
スズメ	ツバメ	ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	イワミセキレイ ツメナガセキレイ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ ムネアカタヒバリ タヒバリ	
	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	<u>チゴモズ</u> モズ アカモズ オオカラモズ	VU
ミソサザイ	ミソサザイ	ミソサザイ	
ツグミ	ツグミ	コマドリ ノゴマ コルリ ジョウビタキ ノビタキ イノヒヨドリ トラツグミ マミジロ クロツグミ アカハラ シロハラ ツグミ	
ウグイス	ウグイス	ヤブサメ ウグイス シマセンニュウ オオヨシキリ キマユムシクイ センダイムシクイ	

ヒタキ	キビタキ ムギマキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	
エナガ	エナガ	
シジュウカラ	コガラ ヤマガラ シジュウカラ	
メジロ	メジロ	
ホオジロ	ホオジロ シロハラホオジロ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ シマノジコ ノジコ アオジ	NT NT
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ イカル	
ハタオリドリ	ニュウナイズメ スズメ	
ムクドリ	ムクドリ	
カラス	ホシガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
合計(種)	138	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネコ	ネコ	ノネコ	
ネズミ	ネズミ	ニホンドブネズミ ニホンクマネズミ	
合計(種)		3	

(注)

- 鳥獣の目 科 種 (和名) 及び配列は、日本野生鳥獣目録 (平成 14年 7月、環境省自然環境局野生生物課) に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。  
 国天 国指定天然記念物  
 レッドデータブック (平成 14年、環境省)  
 CR 絶滅危惧 A類、EN 絶滅危惧 B類、VU 絶滅危惧 類、NT 準絶滅危惧、DD 情報不足  
 LP 絶滅のおそれのある地域個体群  
 国内希少 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
 国際希少 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7条第 5項第 1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。



国指定<sup>くさがきしま</sup>草垣島鳥獣保護区  
草垣島<sup>くさがきしま</sup>特別保護地区  
指定計画書（案）

平成15年10月2日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1)特別保護地区の名称

草垣島特別保護地区

### (2)特別保護地区の区域

国指定草垣島鳥獣保護区の全域

### (3)特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日まで(20年間)

### (4)特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

#### 特別保護地区の指定目的

当該地域は、鹿児島県枕崎の西約90kmの海上に位置する草垣群島の一つの上ノ島本島に位置する。上ノ島は、草垣群島の中で最も大きな無人島で、人間活動による鳥類への影響が少なく、オオミズナギドリ及びカツオドリの重要な集団繁殖地となっている。また、ウミスズメ(「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類(環境省編)」において絶滅危惧A類)やアオツラカツオドリ、ハヤブサ、チゴモズ、サンショウクイ(以上、同絶滅危惧類)などの希少鳥類の生息も確認されている。

このように、当該地域は、特に海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であり、その全域が海鳥類の集団繁殖や生息の場として重要なことから、その全域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、海鳥類をはじめとする鳥類の繁殖地及び生息地の保全を図るものである。

#### 管理方針

- ・当特別保護地区が位置する上ノ島は無人島のため、人間活動による鳥類への影響が少なく、海鳥類の集団繁殖地として重要なことから、繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。
- ・島内の灯台の改築等が行われる場合には、海鳥類の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないよう、関係機関との連絡調整を図る。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 21ha

## 内訳

### ア 形態別内訳

林 野	21	ha
農耕地	-	ha
水 面	-	ha
その他	-	ha

### イ 所有者別内訳

国有地 (海上保安庁所管) 21 ha

### ウ 他の法令 (条例を含む)による規制区域

なし

## 3 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 特別保護地区の位置

当該地域は、鹿児島県枕崎の西約90kmの海上に位置する草垣群島の一つの上ノ島本島に位置する。

#### イ 地形、地質等

本特別保護地区が位置する上ノ島は、周囲約2.3km、面積21haで、草垣群島の中で、最も大きな無人島である。最高標高地点は130mで、海岸線は急峻な海食崖地形を呈している。  
地質は、第三紀の安山岩からなる。

#### ウ 植物相の概要

海岸線の海食崖は基岩が露出する裸地となっている。上ノ島の中心部周辺は、モクタチバナ、シマグワ、ハマビワ、アコウなどの木本類とハチジョウススキ、ヒゲスゲなどの草本類が繁茂している。

#### エ 動物相の概要

オオミズナギドリはモクタチバナ、シマグワ、ハマビワ、アコウなどの樹木の茂る林内を、また、カツオドリは海岸断崖上部のハチジョウススキ、ヒゲスゲなどの草地を、それぞれ営巣地として利用している。

上ノ島は、渡り鳥の中継地にもなっており、これまで確認された鳥類の種類は、150種に及んでいる。

ほ乳類では、クマネズミの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は無人島であり、農林水産業への被害は生じていない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の維持管理に関する事項

特別保護地区用制札

10 本

(別表)

## 生息する鳥獣類

## ア、鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
ミスナギドリ	ミスナギドリ	オオミスナギドリ	
ペリカン	カツオドリ	カツオドリ	
		<u>アオツラカツオドリ</u>	VU
	ウ	ウミウ	
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ ゴイサギ ササゴイ アカガシラサギ アマサギ ダイサギ チョウサギ コサギ クロサギ アオサギ ムラサキサギ	
	コウノトリ	ナベコウ	
カモ	カモ	マガモ カルガモ オナガガモ	
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ トビ <u>オオタカ</u> アカハラタカ ツミ ハイタカ ノスリ サシバ マダラチョウビ	国内希少種、VU
	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u> チゴハヤブサ チョウゲンボウ	国内希少種、VU
ツル	クイナ	バン ツルクイナ	
チドリ	チドリ	ダイゼン	
	シギ	ハマシギ アオアシシギ イソシギ ヤマシギ タシギ	
	ウミスズメ	<u>ウミスズメ</u>	CR
ハト	ハト	カラスバト ベニバト キジバト アオバト ズアカアオバト	

カッコウ	カッコウ	カッコウ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	トラフズク コミミズク コノハズク オオコノハズク アオバズク	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	ブッポウソウ	<u>ブッポウソウ</u>	VU
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	ショウドウツバメ ツバメ アカハラツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	ツメナガセキレイ マミジロツメナガセキレイ キマユツメナガセキレイ キタツメナガセキレイ シベリアツメナガセキレイ キガシラセキレイ キセキレイ ハクセキレイ ホオジロハクセキレイ マミジロタヒバリ コマミジロタヒバリ ピンズイ ムネアカタヒバリ タヒバリ	
	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	<u>チゴモズ</u>	VU
		モズ アカモズ シマアカモズ	
	ミゾサザイ	ミゾサザイ	
	ツグミ	コマドリ ノゴマ オガワコマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ マミジロ トラツグミ クロツグミ アカハラ シロハラ マミチャジナ ツグミ ハチジョウツグミ	

ウグイス	ヤブサメ ウグイス エゾセンニュウ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ オオヨシキリ キマコムシクイ メボソムシクイ コメボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ キクイタダキ セッカ
ヒタキ	マミジロキビタキ キビタキ ムギマキ オジロビタキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ
カササギヒタキ	ザンコウチョウ
ツリスガラ	ツリスガラ
メジロ	メジロ
ホオジロ	シロハラホオジロ ホオアカ コホアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ シアノジコ ノジコ シベリアジュリン オオジュリン ツメナガホオジロ
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ コイカル イカル シメ
ハタオドリ	スズメ
ムクドリ	コムクドリ ムクドリ
コウライウグイス	コウライウグイス
カラス	ミヤマガラス ハジボンガラス ハシブトガラス
合計 (種)	150

イ、 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネズミ	ネズミ	クマネズミ	
合計 (種)			1

(注)

- 1 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然保護局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。  
レッドデータブック(平成14年、環境省)  
CR 絶滅危惧 A類  
VU 絶滅危惧 類  
国内希少種 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野営動植物種
- 3 アンダーラインは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第5項第1号の規定により、特に保護を図る必要があるものとして、環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣